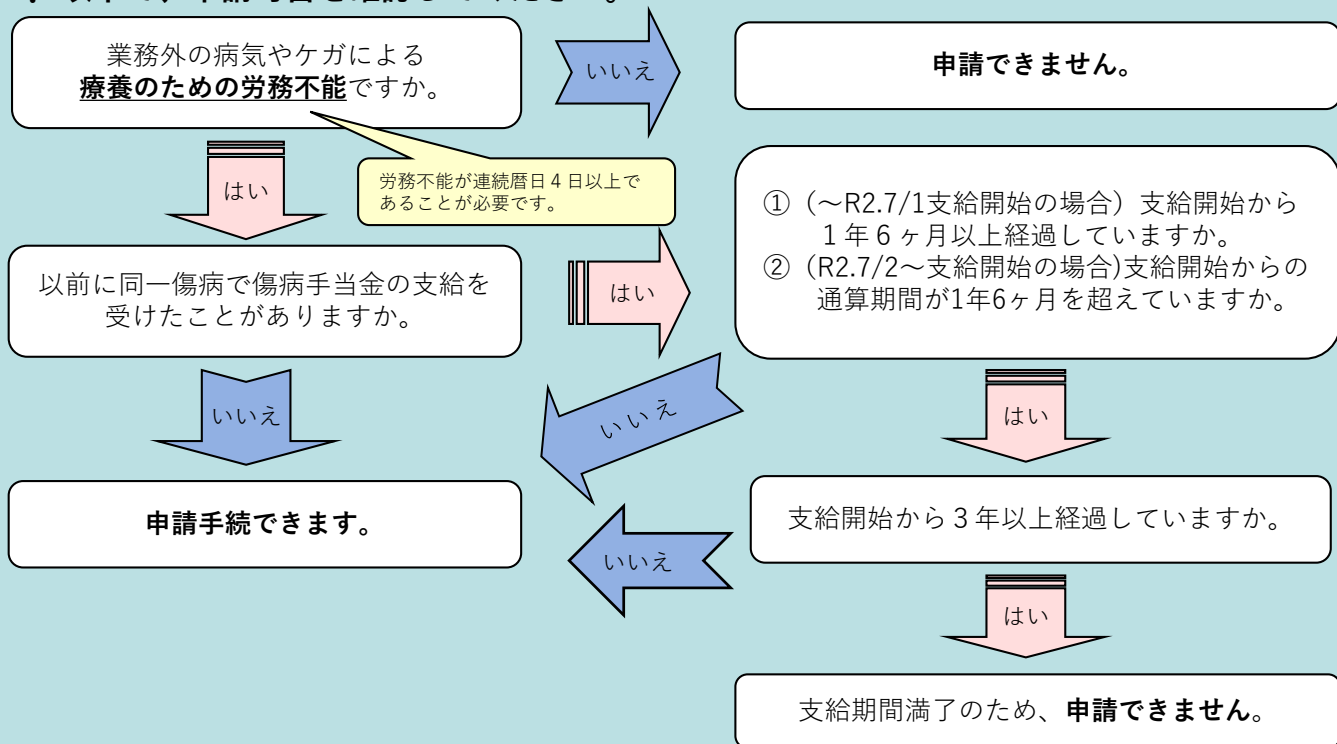
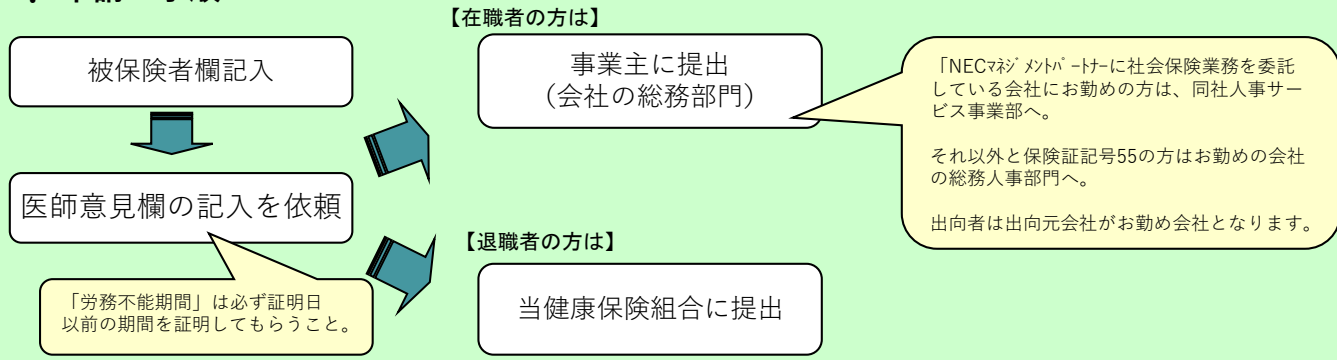


傷病手当金・傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金を申請される方へ

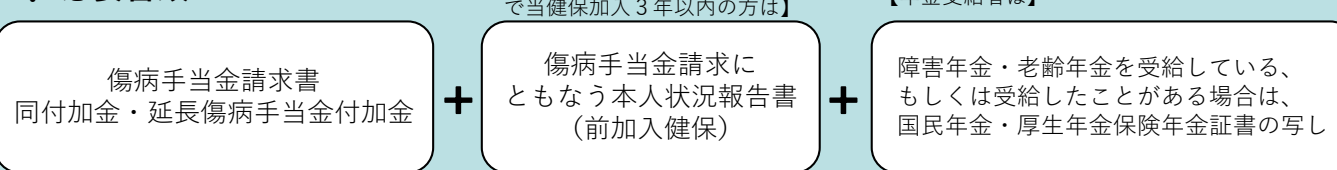
1. 以下で、申請可否を確認してください。



2. 申請の手順



3. 必要書類



4. 注意事項

- 申請された傷病手当金は、当組合が受付をした翌月に支給しますが、健康保険法にもとづいた審査等のために日数がかかることがあります。
(当組合受付締切日 毎月25日休日等により早まる場合もあります)
(事業主の締切日は直接、会社の総務部門等にお問い合わせください)
- 申請されましても健康保険法および当組合規約の支給基準を満たしていない場合は、給付できません。
- 交通事故、第三者行為、通勤途上災害、労災での申請はできません。
- 死亡退職のとき、配偶者以外の方が申請する場合、戸籍謄本の写しの添付が必要です。

支給の条件、支給期間、支給額についての詳細はホームページをご確認ください。